

議事日程(第1号)

平成24年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分
について
- 日程第 6 議案第 2号 財産の取得の変更について
- 日程第 7 議案第 3号 須恵中学校耐震補強工事の施工について
- 日程第 8 議案第 4号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第 5号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 6号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 7号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 8号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 9号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第10号 須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 須恵町営住宅管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 須恵町学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第20 議案第16号 須恵町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町立美術センター久我記念館の設置及び管理運営に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第23 議案第19号 須恵町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第24 議案第20号 町営路線の区域の変更について
- 日程第25 議案第21号 町営路線の認定について

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 第二幼稚園建設工事の施工について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 社会教育施設下水道排水設備工事の施工について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 土木工事の施工について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 下水道工事の施工について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 水道工事の施工について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 3 7 陳 情 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書
- 日程第 3 8 陳 情 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 2 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 6 議案第 2 号 財産の取得の変更について
- 日程第 7 議案第 3 号 須恵中学校耐震補強工事の施工について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 号 平成 2 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 9 号 平成 2 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 須恵町営住宅管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 須恵町学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 須恵町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 須恵町立美術センター久我記念館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 須恵町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 町営路線の区域の変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 町営路線の認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 第二幼稚園建設工事の施工について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 社会教育施設下水道排水設備工事の施工について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 土木工事の施工について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 下水道工事の施工について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 水道工事の施工について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 3 7 陳 情 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書
- 日程第 3 8 陳 情 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

出席議員（14名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 1 0 番 三 上 政 義 | 1 1 番 柴 田 真 人 |
| 1 2 番 長 澤 誠 司 | 1 3 番 藤 石 豊 |
| 1 4 番 原 野 敏 彦 | 1 5 番 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・	平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・・・	印藤 勝人
理事(健康福祉課)・・	吉松 清	理事(教育次長)・・	安河内 亮三
総務課長・・・・・・・・	今泉 俊裕	まちづくり課長・・	吉松 良徳
税務課長・・・・・・・・	百田 順二	健康福祉課長・・	畑江 達也
上下水道課長・・	今泉 智明	建設産業課長・・	安川 敏幸
住民課長・・・・・・・・	安部 健一	建設産業課付課長・・	安河内 久人
子ども教育課長・・	稲永 修司	子ども教育課付課長・・	猪股 清貴
社会教育課長・・	川津 政文	総務課課長補佐・・	満行 誠
監査委員・・・・・・・・	百田 清二		

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

本議会中に、卒園式、卒業式が入っています。変則日程になっていますが、最終日まで気を引き締めていきましょう。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますのでよろしくをお願いします。

ただいまから、平成24年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。

議会運営委員会の経過報告をいたします。

2月24日午前10時より、議会運営委員会を開催し、24年第1回定例会の運営について協議をいたしました。

今回、提出された議案は、32件でございます。

議案第14号及び15号、16号から18号、20号及び21号、27号から32号までは、関連議案でありますので一括議題と考えております。

また、14号から19号については、外部規約の変更による文言等の変更でありますので、委員会付託を省略し、本日採決を行いたいと思しますのでよろしくをお願いします。

陳情が2件、（持参）により提出されております。

また、住民課、税務課より、専決処分の申し出がっておりますので、よろしくお願いたします。

会期は、本日から19日までの18日間としております。

中本会議を8日午前10時より、一般質問を9日午前9時より行います。

また、5日と12日の工事現場視察は9時30分より、15日の予算審査特別委員会は、中学校卒業式のため午後1時30分より行います。

8日の中本会議終了後、広域行政調査特別委員会、19日の本会議終了後に全員協議会、全員協議会終了後、広報特別委員会が開催されます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの18日間とすることに、御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月19日までの18日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 24年第1回の議会を招集いたしましたところ、全員御出席のもと、開会をできますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

平成の22年度までは、本当に町民の方に、辛抱していただいて、耐えていただいて、厳しい財政状況でございましたが、23年の第1回議会のときに、23年度から積極的な行財政の運営をしていくという報告をしたわけでございます。

議会議員の方々の御支援と御協力をいただきながら、非常に、こう、素晴らしい財政運営、行財政の運営ができたことを心から感謝と御礼を申し上げます。

決算においては、80億円を越す23年度の予算になったわけでございます。

24年度も引き続き、そういった形での積極的な財政運営に心がけていきたいというふうに思っております。

まだ、決算は終わっておりませんが、基金残高としては、22年で24億円程度、23年度も同額の基金を残すことができました。

これもひとえに、町民の方々、また、議員各位の御支援のたまものと感謝と御礼を申し上げます。

平成24年度一般会計予算について

それでは、一般会計予算のほうから、諸報告を申し上げます。

平成24年度一般会計歳入歳出予算につきましては、総額7億7,000万円の予算を提出いたしております。

この予算には、25年度に開園を予定しております第二幼児園建設関係の事業費を含んでおりまして、前年度当初予算に比較しますと4億8,400万円の増額、伸び率といたしまして6.8%と、23年度に引き続き70億円を越す予算編成をいたしております。

さて、平成23年は、御承知のとおり、千年に一度といわれる大地震に東日本が見舞われまし

た。さらには、福島第一原発事故が起こった年でございます。

1970年代に2度のオイルショック以降、石油に変わり、日本の生活基盤、産業基盤に欠かすことができないエネルギーとして、およそ3割の電源供給をしてきた原子力発電でございますが、その安全神話もろくも崩壊しまして、人々の生活基盤、産業基盤をも奪う日本で最大規模の事故であったわけでございます。

この震災や事故から早くも1年がたとうとしているわけでございますが、震災地復興を果たすためには、日本の政治力が必要と言われておりますけれども、政府が講ずる政策は、遅きに資した感は否めないようで、新聞報道で伝えられておりますように、国民の政府への信頼は失墜すると同時に、不信は、極限まで達している状況のようでございます。

言うまでもなく、須恵町は、原子力発電所はございませんが、町民の生活基盤を守っていくことは、行政の基本でございます。

町民が安全で安心して暮らせる町づくりはもとより、予算執行におきましても、行財政改革、行財政健全化に努め、遅きに資することがないように、積極的な財政運営を行ってまいりますので、本年もよろしく願いをいたします。

それでは、本町の一般会計の歳入予算でございますが、まず、町税でございますが、個人住民税につきましては、雇用、消費の動向は、依然厳しい状況に変わりはありませんが、若干の持ち直しを見込みまして2%の増といたしております。

固定資産税につきましては、24年度が3年に1度の評価替えの年でありますので、3.6%減といたしております。

町税全体にしましては0.4%の増、1,020万円の増収を見込んでおります。

次に、国家予算の2割を占めます地方交付税でございますが、政府の財政運営戦略、中間財政フレームに沿って、平成23年度と同様、実質的には同水準となるよう確保されましたところから3.7%の増といたしております。

歳入全体の財源不足につきましては、減債基金の取り崩し2億8,000万円で対応いたしております。

次に、歳出でございますが、不要な予算や、効果が余り期待できない施策は、抑制を図り、行財政改革を推進する予算といたしております。

まず、人件費でございますが、これまで、職員数の削減につきましては、積極的に取り組んでまいりましたが、24年度の職員数は、特別職を含めまして144人、対前年度比較で6人の減となっております。

内容といたしましては、定年退職4人、普通退職者2人でございます。

職員の給与につきましては、負担率の引き上げによる共済組合負担金や、嘱託職員の増員など

の増額要素はございますが、昨年の人事院勧告の実施に準じた給与等の引き下げや職員数の減によりまして1,600万円の減額となっておりますのでございます。

次に、道路整備を初めとする基盤整備事業などの、いわゆる普通建設事業費でございますが、前年度に比べまして、3倍の予算8億2,600万円を計上いたしております。

主な事業といたしましては、第二幼稚園建設等の事業がおよそ5億円、道路改良費の土木事業はおよそ1億5,000万円、文化会館、あおば会館周辺施設の公共下水道接続工事がおよそ2,300万円など、5億5,000万円の増額となっておりますのでございます。

今後も、町当局といたしましては、安全で安心な住みよい町づくりを目指して、なお一層、気を引き締め、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか、議員各位の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年度国民健康保険特別会計予算について

次に、国民健康保険特別会計についてでございますが、平成24年度の国民健康保険特別会計当初予算は、総額29億9,308万4,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして1億1,556万2,000円、率にいたしまして3.9%の増となっております。

過去においては、大体、医療費予算というのは、その一般会計予算の3分の1程度ということでしたが、今は、そういった社会保障費が伸びまして、約4割を占めておるとい状況でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税では、前年度と比較しますと2,000万円の増となっておりますが、国民健康保険税の当初予算は、あくまでも22年度の所得により試算しておりますので、昨年の東日本大震災と、近年にない円高により、23年度の景気が悪化している状況から見ましても、3月の所得税申告により個人所得の減少が懸念され、本課税におきましては、マイナスとなるのではないかと推測され、それに伴い徴収率の低下も懸念されます。

また、3款国庫支出金から7款共同事業交付金の予算は、各補助率並びに内示額により計上されております。

歳出の主なものは、2款保険給付費で、医療費の伸びを、23年度の決算見込みにより2%の伸びに抑え、予算の対前年度比は1.4%の伸びとなっております。

また、3款後期高齢者支援金から7款共同事業拠出金の予算は、支払い基金並びに国保連合会からの試算及び内示額となっており、合計で10%の伸びとなっております。

歳出の予算に対し、歳入の財源不足は8,485万7,000円となっております、不足分は、国の財政調整交付金を過大に計上し、収支の調整を行っております。

国民健康保険は、少子化や後期高齢者医療制度への移行の影響と、経済の低迷が長期化し、リストラによる失業者の国保への加入が増加していることや、他の保健制度に加入していない低所

得者や、75歳未満の前期高齢者を多く抱えているという構造的な問題を抱えておりますが、須恵町国民健康保険の財政安定化を図り、町民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくために、今後とも議員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

平成24年度水道事業会計予算について

終わりに、平成24年度の水道事業会計の予算についてでございますが、平成24年度水道事業会計予算でございますが、収益的収支予算は、収入額5億8,237万円で、前年度比0.8%、金額にして4,607万9,000円の増であります。

支出額5億6,124万5,000円で、前年度比マイナス1.1%、金額にして630万円の減であります。

これは、原水及び浄水費の企業団への受水費、配給及び給水費の総経費の人件費並びに企業債の支払い利息等の減によるものであります。

24年度は2,112万6,000円程度の利益剰余金が見込まれております。

23年度に須恵ダムに泥水が流れ込み、水が濁ったため、緊急対策といたしまして、専決処分ですべて予算を補正し、防護膜を設置いたしました。今は、良質な水が流れてたまっております。良質な水を安定的に供給できるよう、24年度は、第二浄水場の基本計画策定業務委託料を予算化いたしております。

次に、資本的収支予算は、収入額5,000万円で、前年比マイナス50.5%、石綿管改良工事に伴う企業債及び国庫補助金の減によるものであります。

支出額2億1,253万6,000円で、前年度比マイナス24.9%、配水施設改良工事の減によるものであります。

不足額の1億6,253万6,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。

質問はありませんか。 質問なしと認めます。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより、議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報

告を求めます。12番、長澤誠司議員。

議員（12番 長澤 誠司） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合の議会報告をいたします。

まず、初めに、議員控室のほうに、こちらの、平成24年第1回の議案書と24年度の予算書を置いておりますので、御参照していただければ幸いですし、また、お手元に大きな抜粋したとこの書類を、資料をお手元に配付しておるところでございますので、それを含めたところで報告をしたいと思っております。

去る2月17日金曜日、午後1時半から、クリーンパークわかすぎの会議室におきまして、平成24年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されました。

まず、組合長の諸報告がございまして、し尿処理施設、ボタ山にあります洒水園ですが、安定した放流水質を維持されており、4月から本年1月までの10カ月間におきましては、約1万5,000キロリットルのし尿を処理し、順調に稼働業務が行われていることでありました。

クリーンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設及びリサイクル施設の両施設とも、順調に稼働しており、4月から本年1月までの10カ月間におきましては、約3万6,000トンの可燃ごみを処理し、約2万1,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しており、また、リサイクルプラザにおきましては、同じ期間で、約1,900トンの不燃粗大ごみを処理しており、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の有価物の売却益が、約2,900万円出ているとの報告がありました。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、12月27日の大牟田リサイクル発電事業運営協議会において、RDF処理施設、処理単価の9,500円から1万2,200円への値上げを含む暫定予算事業計画が決定され、その後、福岡県との個別協議経過についての報告があり、平成29年度以降の延長問題の協議期間が、平成24年度まで延長されたことも踏まえ、今後、協議結果を報告していくとのご報告でございます。

次に、議案について報告いたしますが、議案第1号の平成23年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2回）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4697万4,000円を減額して、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ24億5,314万1,000円とするものであります。

歳入の主な増減につきましては、1款分担金及び負担金におきまして、総額1億222万8,000円の減額で、須恵町分におきましては、分担金が3,014万円の減額となっております。

その他の歳入につきましては、資源有価物売り払い収入の960万円の増額、受託事業収入では、宇美町・志免町の受託事業収入が、合わせて5,435万8,000円の減額となっております。

次に、歳出の主な増減につきましては、3款衛生費のごみ処理施設運営管理費の負担金及び交付金について、篠栗町側、須恵町側、町道改良工事費の執行残による1億3,635万6,000円の減額でございます。

ごみ処理施設運営管理費とリサイクルプラザ運営管理費の委託料について、宇美町最終処分場への搬出量をゼロに抑えたことに、最終処分処理量、ごみ処理リサイクルプラザ合わせて1,687万5,000円の減額でございます。

ごみ処理運営管理費の委託料について、平成24年度から処理単価、さっき申しました9,500円から1万2,200円の増額改定に伴い、平成23年度中のRDF搬出量の増量に努力しているところで、その増量に伴う処理委託料2,354万1,000円と、運搬委託料453万4,000円の増額となっております。

ここで、皆さん、報告受けてあるのですが、ちょっと、不思議だなと思うので、質疑される前にもう言っときますが、ごみを減らすことによって、大牟田の発電所に行く量が減るから、大牟田のほうは予算が減っていくから、余計に処理委託料、ああいうのが上がっていくような形で、世の中、ごみの減量化にいて、実際のところは、ごみをふやしていく、いかんと経営が成り立たんとか、不思議なところでございまして、こういう質問のおかしいところが、前組合長でございますので、その人に振ってもらえば幸いです。

次に、議案第2号平成24年度の須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出総額をそれぞれ24億7,552万3,000円と定めるもので、予算総額に対する前年度比は1億2,459万2,000円の減額で、率にしまして4.79%の減となっております。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金と、5款宇美町・志免町の受託収入の合計が24億4,695万1,000円で、歳入全体の99.85%を占めるものであります。

1款分担金及び負担金の須恵町分につきましては、資料の3町の分担金及び、宇美町・志免町の受託事業収入を表示しておりますが、総額5億1,043万円で、前年度より2,425万1,000円の減額となっております。

次に、歳出ですが、前年度と大きく変更になった点を説明いたします。

衛生費のし尿処理施設酒水園の運営管理につきましては、前年より827万4,000円の減額で、委託料、その中の維持管理運営委託を、薬品代、オイル代、水資試験用消耗品代を加えた包括委託変更を契約することにより、需用費の減額と委託料の増額になったような結果でございます。

ごみ処理施設運営管理費につきましては、全体として、前年度より8,252万5,000円の減額ですが、RDF処理単価の増額改定により、委託料のRDF処理委託料でございますが、委

託料の増、須恵町側道路工事の平成23年度完了により、負担金、補助金及び工事負担金の減となります、須恵町分の側のほうの道側がもう工事が終わったということでございます。

それから、リサイクルプラザ管理運営管理費につきましては、前年度より1,600万8,000円の減額で、委託料、最終処分委託料につきましては、搬入量の減量による減額となっております。

公債費につきましては8億2,342万9,000円で、市町村振興資金償還元金及び利子の平成23年度返済完了により、前年度より1,338万2,000円の減額となっております。

以上、議案2件の上程がございましたが、慎重審議の結果、全員賛成で可決をしております。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議員の報告を求めます。7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成24年2月20日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

まず、第1号議案平成23年度補正予算で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,787万円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ2億4,261万1,000円となりました。財政調整基金へ約2,600万円積み立てる分と、決算見込みによる不要額の減額によるものです。

全員賛成で可決されました。

第2号議案平成24年度当初予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,941万7,000円と定めるものです。前年度と比べ2,467万6,000円の増となっております。

歳出の主なものとして、待合室屋上防水工事2,000万円などが計上されています。

これも、全員賛成で可決されました。

仔細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会定例会が開催されましたので、報告をいたします。

去る2月21日平成24年度第1回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第1号は、専決処分の承認についてです。

粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が専決処分されており、今回承認したものです。

改正の内容は、人事院勧告に基づく改正で、組合構成町と同じです。

議案第 2 号は手数料徴収条例の一部を改正する条例です。改正内容は、内部浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料が設けられたことによる改正で、当組合管内にはありません。

全員賛成で可決しております。

議案第 3 号は火災予防条例の一部を改正する条例です。

改正内容は、危険物の規制に関する政令の一部改正で、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたので、火災予防条例の附則に経過措置を設けるものです。

全員賛成で可決しております。

議案第 4 号は平成 23 年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額から 2,495 万 3,000 円を減額する補正予算で、主なものは、歳出で人件費等の執行残を減額し、歳入で構成町の分担金を減額したものです。

なお、須恵町分は 370 万円減になります。

全員賛成で可決しております。

議案第 5 号は平成 23 年度粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額から 1,002 万 3,000 円を増額する補正予算で、主なものは、歳入で前年度繰越金の増額、歳出で積立金及び予備費の増額です。

全員賛成で可決しております。

議案第 6 号は平成 24 年度粕屋南部消防組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を 17 億 4,633 万円と定めるもので、対前年度比マイナス 1.7% の比率です。

今年度の主な事業は、中部消防署、空調機更新工事 2,052 万円、消防救急デジタル無線実施設計委託料 686 万円等が計上されております。

全員賛成で可決しております。

議案第 7 号は、平成 24 年度粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額は 3,807 万 4,000 円と定めるもので、前年度並みの予算計上になっています。

全員賛成で可決しております。

最後に、一般質問があり、消防救急無線のデジタル化についての質問がありました。

なお、議案書及び補正予算書、24 年度当初予算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10 番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） 平成24年第1回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会の報告をいたします。

資料を、お手元のほうにお配りしておりますので御参照ください。

議案第1号平成23年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第3回）で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ491万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,608万6,000円とするものでございます。

森林環境保全直接支援事業補助金の減及び間伐収入の落ち込みが主な理由となっており、全員賛成で可決いたしました。

次に、議案第2号平成24年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,841万8,000円と定める。前年度と比べ397万8,000円の減となっております。

減額の主なものは、事業費において、林業総務費マイナス95万8,000円、林道建設費マイナス297万1,000円となっております。

また、昨年国の第3次補正予算、林業再生事業で予定されていた宇美・須恵事業区の作業道については、須恵ダム汚濁問題の事情にかんがみ、条件が整うまで見合わせるということとしており、事情が許せば、補正予算で対処したいと考えてあるそうでございます。

全員賛成で可決いたしました。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、御報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合にお尋ねしますけども、迷惑施設であります、クリーンパークでございますが、30年の3月末日で、稼働が、一応、契約が切れると思いますけども、今後の、施設につきましての話し合いができてるものか、そこらへんちょっとお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 長澤議員。

議員（12番 長澤 誠司） 今の御質問の件でございますが、今、組合長が篠栗の三浦町長でございます、その件を、今、言いましたように、まだ、どういうふうか、形は出てませんが、そもそも県のほうもあるもんだから、大牟田のほうとの契約の中をどうするかというのは、まだ、はっきりした答えは出てませんが、一応、協議しながら決定し報告していくってことで、3町長とですね、そういうふうな報告は受けておりますが。

まだ、29年度以降のあれは、まだ、はっきりこうしますとかいう話は出ておりません。よろしいでしょうか。

議長（三角 良人） 何か。他に。ないですか、報告。町長ありません、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 若干、補足をさせていただきますが、29年度末という、その、正式な文書の中での文言は出てきてないんですけども、まあ、稼働後5年をめぐりということ、もう5年経過して10年目に入ってきてるんですが、に、次の候補地の策定作業に入るということでございますが、もう、既に5年を経過しておるわけでございます。

先ほど、長澤議員、言われたように、その後の問題につきましては、地元との協議がまず大事でございますので、確たるものは言えないわけでございますが、24年度から、その地元協議に入っていくということでございます。

ただ、大牟田発電との、RDFのその搬入の問題で、県あるいは電源開発大牟田発電については、もう、延長ありきで考えておりますが、それには、当組合としては、延長ありきということはお考えておりませんという、くぎを刺しております。

と申しますのが、先ほど言われましたように、RDFが8,500円から1万2,200円に値上がりをする、それで、大牟田発電のほうの努力があつてるのかと、あるいは、売電単価にしても、今、9円で売電をしてるわけですが、再生化エネルギーの中で太陽光なんかは、一番高いときで38円で売っておるわけです。

いずれにいたしましても、PP.....PPS何とかってような電源を買い取るシステムがあるわけですけども、大体、8円から15円ぐらいで、今、入札が行われていうことでございますので、大牟田発電については、1%上がることによって1億円の売電単価が上がるということです。

で、赤字のときに、電源開発が2億1,000万円、それから、県が2億1,000万円を増資して、その9,500円に抑えた経歴があるわけですね、過去の実績として。

それが、大牟田発電が終わるときに、そのお金は残つかないかんという銀行団との話し合いがあつて、それはおかしいでしょうということも、当組合から、今、大牟田発電のほうに言っております。

だから、平成29年度以降、大牟田発電とのお付き合いについては、確約はいたしておりません。

で、ピッチング、Pっていいです、その、いわゆる大牟田発電に持っていく燃料の部分、それを民間の企業、事業所に持っていけば、極端な話、2,000円で買い取るということもあるわけです。そうしますと1万円の差が出てくるわけでございます。

ただ、安定供給が難しいという、その不安材料も残っておるわけでございますので、もろもろ

そういったことを考えて、いわゆる、売電単価を上げるか、あるいは、ピッチングヒーの、その持っていき、単価を下げるかによって、RDFの経営をうまくやっとうと、で、本町からも、5億円以上の、いわゆる、ごみの焼却にお金を出しておるわけでございますから、非常に、5円上がれば、うちあたりの負担も1億円から下がると、町からの、いわゆるクリーンパークに出すお金がですね。

そういうことでございますので、今のところは、電源開発あるいは大牟田発電に、そういう努力をしてほしいという要望を今、私のところと、阿蘇の広域の清掃施設組合から出しておるところでございます。

で、株主総会では、阿蘇が反対いたしましたので、先ほど、長澤議員がおっしゃったように暫定予算ということで1万2,200円ということで、今回、その搬入の単価が決まったということでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今、詳しい説明を伺いましたけど、私が心配しとるのは、14年の12月1日より稼働しまして、その前にですね、約10年来の場所決めとか、かかりまして、決定しましてから稼働するまで約5年かかっております。

今、30年の3月の計算しますと、もし、篠栗と地元からですね、話し合いができなかった場合ですよ、そういうときに、場所の変更をした場合には、最低五、六年はかかると思いますんで、そこら辺の話ですね、私が質問したい理由でございますので、そういう形で、組合のほうでも御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（三角 良人） ほかに質問ありませんか。 これにて、質問を終結します。

ここで、お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を10時55分といたします。休憩に入ります。

午前10時48分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第14号及び議案第15号、議案第16号から議案第18号、議案第20号及び議案第21号、議案第26号から議案第31号は、それぞれ、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第14号から議案第19号については、上位法律の変更による条例の改正でありますので、委員会付託を省略し、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、本日採決を行うことに決定しました。

日程第5・議案第1号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規程により平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の、23年度補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、第3条に定めた収益的支出の予算を次のとおり補正する。

支出第1款水道事業費第1項営業費用補正予定額700万円。これは、原水及び浄水費で、昨年11月末に発生いたしましたダム水質汚濁の対策として、今後の雨水の濁り水となり、ダムに流れ込み、ダムの水が給水に使用できなくなるため、汚濁防止膜の設置を早急に行う必要があると判断し、専決したものです。

なお、設置を2月15日に行い、その後、2月22日に雨量が40ミリで水質が濁り、それを遮断し、ダムからの取水は、水質基準値以下で使用しております。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6．議案第2号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第2号財産の取得の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の2ページでございます。

議案第2号財産の取得の変更について。

下記のとおり、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項の規程により本議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、第二幼児園の建設用地を追加するものでございます。

追加取得する財産は、須恵町大字旅石字篠堀560番2、宅地約164.17平方メートル、取得額600万円及び建物移転補償金一式の180万円でございます。

追加取得する理由といたしましては、詳細設計を今、行っておりますが、その過程の中で、倉庫を大型化する必要が生じました。園庭を有効活用するため、調整池とあわせて配置を検討いたしましたが、どういたしましても手狭となりますため、追加買収をするものでございます。

3ページ、4ページに、位置図、地番図を添付しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第2号を文教厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号財産の取得の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第7．議案第3号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号須恵中学校耐震補強工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書5ページでございます。

議案第3号須恵中学校耐震補強工事の施工について。

別紙、工事を、平成23年度及び平成24年度に施工したいので、本議会の議決を求めるもの

でございます。

次のページをお願いいたします。

須恵中学校耐震補強工事、図面番号 1、工事箇所、上須恵、工事名、須恵中学校耐震補強工事、須恵中学校の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うものでございます。

7 ページ、8 ページに工事箇所図を添付しておりますので、御参照ください。

工事量。本館鉄骨ブレース補強 3 カ所、旧館鉄骨ブレース補強 3 カ所、旧館増設壁補強 10 カ所、旧館壁面ブレース補強 2 カ所、昇降口等、はり下鉄骨補強 13 カ所、電気設備工事一式、機械設備工事一式。

事業費 1 億 3,707 万 4,000 円。財源内訳、国庫補助金 7,587 万 8,000 円、町債 6,110 万円、一般財源 9 万 6,000 円でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第 3 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号須恵中学校耐震補強工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 8 . 議案第 4 号

議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 4 号平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案第 4 号平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由の説明をいたします。

別冊の、歳入歳出補正予算書をお願いいたします。4 ページをお開きください。

平成 23 年度須恵町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,832 万 9,000 円を追加し、補正後、総額を歳入歳出それぞれ 80 億 8,569 万円とする。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、年度末を控えまして、歳入歳出それぞれ決算見込み額により増減調整を行っております。

第 2 条地方債の補正でございますが、地方債の追加変更は、第 2 表地方債補正による。

第 3 条繰越明許費。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、第3表繰越明許費による。

次の5ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、主なものを申し上げます。

9款地方交付税につきましては、留保しておりました額を全額計上いたしております。

13款国庫支出金第2項国庫補助金において、須恵中学校耐震補強工事の補助金の追加が主なものでございます。

17款繰入金。財政調整基金からの繰り入れの減額、1億円の減額でございます。

19款諸収入4項受託事業収入につきましては、内原・大谷線道路整備受託事業収入の減額2,922万9,000円でございます。

20款町債。第二幼稚園建設、須恵中学校耐震補強工事に充当するための起債及び繰上償還のための借り替え債の追加で1億6,162万円の追加でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、全体を通して、職員の人件費の共済費につきまして、負担率のアップに伴う増額補正を行っております。

それ以外の主なものは、2款総務費1項総務管理費で県道志免・須恵線道路建設関連の用地取得費2,020万円の減額、地域公共交通活性化協議会補助金の1,023万4,000円の減額、3款民生費1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計への赤字補てん1億3,000万円、2項児童福祉費については、子ども手当の不要額の減額2,066万8,000円の減額を計上しております。

4款衛生費2項清掃費で、清掃施設組合への負担金3,014万円の減額。

8款土木費2項道路橋梁費で、内原・大谷線道路改良など各工事費の減額、合わせて3,882万9,000円の減額。

5項下水道費。公共下水道事業特別会計への繰出金の減額1,291万5,000円。

9款消防費。粕屋南部消防組合負担金の減額等で599万5,000円の減額。

7ページ。

10款教育費でございますが、3項中学校費において、須恵中学校耐震補強工事1億3,707万4,000円の追加。

12款公債費につきましては、繰上償還を行うための追加計上7,522万円でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、1、追加としまして、起債の目的、第二幼稚園建設事業債限度額3,250万円、須恵中学校耐震補強事業債6,110万円、須恵東中学校用地取得事業借り替え債7,460万円、これは、繰上償還に充てるための借り替え債でございます。起債の方

法は、証書借り入れ、利率4%以内、償還の方法は以下に記載のとおりであります。

続きまして、2、変更でございますが、起債同意額の確定により、借り入れ限度額の変更を行っております。臨時財政対策債限度額4億4,200万円を、変更後は4億3,822万円。一般会計出資債820万円を710万円。消防施設整備事業債660万円を490万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

9ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費ですが、24年度に繰り越して使用することができる経費として、10款教育費3項中学校費。事業名、須恵中学校耐震補強工事、金額1億3,707万4,000円の繰越明許費を設定するもので、この事業は、国の3次補正による平成23年度配分の国庫補助金を受けて実施する事業で、23年度の予算に計上し、24年度に繰り越して事業を実施するものであります。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第4号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別審査委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第9・議案第5号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第5号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 補正予算書44ページをお願いいたします。

議案第5号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,736万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億7,765万1,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

45ページ、お願いいたします。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税は、1月末の収納額で決算見込みを立て1,428万1,000円を増額補正いたしております。

3款1項国庫負担金2項国庫補助金は、2月の国の変更申請に基づき補正いたしております。また、本年度、財源不足2億6,180万円の減額は、決算見込みにより、赤字額が1億3,000万円程度見込まれ、一般会計から補てんすることにより全額減額いたしております。

4款療養給付費交付金、6款県支出金、7款共同事業交付金の補正は、決算見込みにより補正いたしております。

8款一般会計繰入金は、法定内繰入金の確定による補正と、23年度決算見込みにおいて財源不足が見込まれますので、今回、一般会計より1億3,000万円繰り入れいたしております。

46ページ。

歳出ですが、2款保険給付費2,779万円の減額補正は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費において、4月支払いまでの医療費の見込みにより補正いたしております。

7款共同事業拠出金は、各拠出金の確定見込みによる補正と、8款1項特定健康診査等事業費の減額補正は、実績による委託料の減額補正でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第10・議案第6号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第6号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 63ページをお願いいたします。

議案第6号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,010万9,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項後期高齢者保険料917万8,000円の減額補正は、決算見込みにより特徴と普通徴収保険料を補正いたしております。

4款1項他会計繰入金の補正は、人件費を補正いたしておりますので、事務費繰入金を増額補正いたしております。

次のページ。

歳出ですが、総務費においては人件費の補正。2款後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、保険料の収納見込みと保険基盤安定繰入金が確定いたしておりますので、補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第6号を文教厚生委員に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第11．議案第7号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 別冊の補正予算書70ページをお願いいたします。

議案第7号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,407万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,681万8,000円とする。2項歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。

繰越明許費。第3条地方税法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第3表繰越明許費による。

71ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。主なものは、1款1項負担金補正額2,614万2,000円、現年度分受益者負担金の補正でございます。

2款1項使用料補正額530万円は、12月までの実績と3月までの見込みでございます。

5款1項他会計繰入金マイナス1,291万5,000円は、一般会計繰入金の減額でございます。

す。

8 款 1 項町債、補正額マイナス 4,260 万円は下水道事業債、工事量の減に伴うものでございます。

72 ページをお願いいたします。

歳出。主なものは、1 款 1 項総務管理費、補正額 2,323 万 2,000 円の増額は、委託料、負担金補助及び交付金等の執行残の減額 541 万 1,000 円を減額し、下水道施設整備基金積立金 2,864 万 3,000 円を計上し、これらを差し引いての補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 4,730 万 5,000 円は、請負工事費、負担金等の落札残、補償補てん費の賠償金等の不要額を減額するものでございます。

73 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正。1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設負担金分限度額 3,500 万円を 3,040 万円に変更。23 年度の流域下水道の建設の確定による減額でございます。多々良川流域関連公共下水道分限度額 2 億 2,020 万円を 1 億 8,220 万円に変更。町工事量の減に伴う、及び落札残等による減額でございます。

74 ページをお願いいたします。

第 3 表繰越明許費 2 款下水道事業費 2 項下水道事業費。

事業名、公共下水道事業、管渠築造工事、金額は 270 万円で、この繰越明許費の 270 万円につきましては、県道新設歩道内に埋設する計画が、現在の県道新設工事の構造の変更等により、工事工期の変更に伴いまして、23 年度中に完了が見込めないために繰り越すものでございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 12 . 議案第 8 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 8 号平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 別冊の補正予算書、81 ページをお願いいたします。

議案第 8 号平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説

明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ217万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,431万7,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

82ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款1項分担金補正額17万9,000円の増額は、現年度受益者分担金によるものでございます。

2款1項使用料、補正額13万1,000円の増額は、繰り越し分下水道使用料でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス248万3,000円の減額は、一般会計繰入金の減額でございます。

83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額マイナス16万3,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

2款1項農業集落排水事業、補正額マイナス201万円は、需用費等の決算見込みによるものでございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13．議案第9号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 別冊の88ページをお願いいたします。

議案第9号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス1,123万円。主なものは、原水及び浄

水費の委託料執行残等の決算見込みによる減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正する。

収入。第1款第1項負担金、補正予定額マイナス3,800万円の減額は、下水道工事に伴います工事負担の減額で、これは、工事量の減に伴うものでございます。

支出。第1款第1項改良費、補正予定額マイナス3,200万円の減額は、下水道工事に伴う工事請負費の減、これも、工事量の減に伴うものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,629万8,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第9を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14・議案第10号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第10号須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第10号須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例の制定について。

須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例、須恵町子宝応援手当支給条例（平成21年須恵町条例第2号）は廃止する。

本条例は、子宝応援手当の支給につきましては、平成23年度をもって終了いたしますので、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第10号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号須恵町子宝応援手当支給条例を廃止する条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第15・議案第11号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第11号須恵町営住宅管理条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第11号須恵町営住宅管理条例を廃止する条例の制定について。

須恵町営住宅管理条例を廃止する条例、須恵町営住宅管理条例（平成9年須恵町条例第27号）は廃止する。

老朽化によりまして、平成21年度に解体をしておりますので、条例の廃止をするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号須恵町営住宅管理条例を廃止する条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第16・議案第12号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第12号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の17ページをお開きください。

議案第12号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、現在、単純な労務に雇用される職員、単労と呼んじますがその職員の給料表を本条例において定めておりますが、今回、19ページ以下に掲載をいたしております別記1の行政職給料表（2）を条例から削除し、規則で定めることとするものでございます。

ちなみに、現在、この、単純な労務に雇用される職員は、平成11年7月末に退職されて以来、現在、該当者はおりません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17・議案第13号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第13号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田税務課長。

税務課長（百田 順二） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第13号須恵町税条例の一部を改正する条例。

須恵町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、並びに、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に交付されたので、これによるものでございます。

新旧対照表を29ページから31ページに添付しております。

要約したものを27ページに出しております。

たばこ税の税率でございます。第95条中4,618円を5,262円に改めるものでございます。

附則としまして、9条を次のように改める。第9条削除。

次に、町たばこ税税率の特例でございます。附則16条の2の1項中2,190円を2,495円に改めるものでございます。

次に、個人の町民税の税率の特例等でございます。

第25条、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割を税率は第31条第1項の規程にかかわらず同項に規定する額に500円を加算した額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に挙げる規程は当該各号に定める日から施行するものでございます。

町民税の、町民税に関する経過措置でございます。

平成24年12月31日に支払うべき退職手当等の町税条例第53条2項に規定する退職手当等に係るこの条例に、改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお、従前の例による。

たばこ税に関する経過措置。平成25年4月1日以前に課した又は課すべきであった町たばこ税については従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第14号須恵町学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第15号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、以上、2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

社会教育課長（川津 政文） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第14号須恵町学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年須恵町条例第4号）の1部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が全部改正となりまして、スポーツ基本法に改められるものでございます。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改める。

第2条中「スポーツ振興法第2条」を「スポーツ基本法第2条」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第15号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年須恵町条例

第22号)の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

この議案につきましても、先ほど申し上げました昭和36年に制定されましたスポーツ振興法の全部改正によるものでございます。

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」に改める。

第2条中「スポーツ振興法第2条」を「スポーツ基本法第2条」に改めるものでございます。

以上でございます。審議、よろしくをお願いいたします。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

討論はありますか。 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号及び議案第15号を一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号を一括採決します。

本案は、原案のとおり決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

日程第22．議案第18号

議長(三角 良人) 日程第20、議案第16号須恵町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第17号須恵町立美術センター久我記念館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

社会教育課長(川津 政文) 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例(昭和47年須恵町条例第11号)の一部を次のように改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

社会教育法の1部改正に伴うものであります。

第3条第2項中「関係者」の次に「及び家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第17号須恵町立美術センター久我記念館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町立美術センター久我記念館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（平成18年須恵町条例第37号）の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

博物館法の一部改正に伴うものであります。

第8条中第4項中ですが、「協議会の委員の定数は10名以内とし、教育委員会が任命する」を「協議会の委員の定数は10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が任命する」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（平成5年須恵町条例第17号）の一部を次のように改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

これにつきましても、社会教育法の一部改正に伴うものであります。

第5条に次の1項を加えるものでございます。「3項、協議会委員は学校教育及び社会教育の関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が委嘱する」。

以上でございます。審議、よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号から議案第18号を一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第18号を一括採決します。

本案は、原案のとおり決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第16号から議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第19号

議長（三角 良人） 日程第23、議案第19号須恵町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書42ページでございます。

議案第19号須恵町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、第1次一括法第35条に伴い、下水道法の一部を改正するものでございます。

須恵町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年須恵町条例第2号）の一部を次のように改正する。第3条中「規定により認可を受けた」を「規定」に改めるものでございます。これは、大臣の承認が不要となり、都道府県知事との協議に改めるものでございます。

附則として、24年4月1日から施行するものでございます。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

討論はありますか。 討論なしと認めます。

よって、議案第19号について採決に入ります。本案は、原案のとおり決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第20号

日程第25・議案第21号

議長（三角 良人） 日程第24、議案第20号町営路線の区域の変更について、日程第25、議案第21号町営路線の認定について、以上、2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） 議案書44ページをお願いいたします。

議案第20号町営路線の区域の変更について。

別紙、町営路線の区域の変更をしたいので、本議会の議決を求めるものです。

提案理由につきましては、須恵字松ヶ浦の開発に伴い、変更認定を行うものです。

議案書45ページをお願いいたします。46ページに箇所図を添付しておりますのでよろしく
お願いいたします。

図面番号1、路線番号、その他248、路線名、須恵上組3号線、延長旧640メートル、新
144.2メートルでございます。起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のと
おりでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

議案第21号町営路線の認定についてでございます。

道路認定理由は、開発行為による起点、終点の変更によるものです。

議案書48ページをお願いいたします。

49ページに箇所図を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

図面番号1、路線番号、その他497、路線名、須恵上組6号線、延長399.4メートルで
ございます。起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異
議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号及び議案第21号を総務建
設産業委員会に付託します。

日程第26・議案第22号

議長（三角 良人） 日程第26、議案第22号第二幼児園建設工事の施工についてを議題とし
ます。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書50ページをお願いします。

議案第22号第二幼児園建設工事の施工について。

別紙工事を平成24年度に施工したいので本議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第二幼児園建設工事 図面番号1、工事箇所、旅石、工事名、第二幼児園建設工事。
第二幼児園の園舎の建築及び外構工事を行うものでございます。

52ページに建築平面図を添付しておりますので御参照ください。

工事量、木造平屋建て、延べ床面積、2,004.16平方メートル、建築本体工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生空調設備工事一式。

事業費4億7,000万円。財源内訳、町債3億5,180万円、一般財源1億1,820万円でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第22号を各委員会に付託したいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号第二幼稚園建設工事の施工についてを各委員会に付託します。

日程第27・議案第23号

議長(三角 良人) 日程第27、議案第23号社会教育施設下水道排水設備工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

社会教育課長(川津 政文) 議案書53ページをお願いいたします。

議案第23号社会教育施設下水道排水設備工事の施工について。

別紙、工事を平成24年度に施工したいので本議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

図面番号1、工事箇所、上須恵、工事名、文化会館下水道排水設備工事。アザレアホールの排水を公共下水道に接続するものでございます。工事量、排水設備工事、工事長、18.8メートル、硬質塩化ビニール管18.4メートル、小口径汚水柵3カ所、以下記載のとおりでございます。事業費740万円、財源内訳、一般財源740万円でございます。

図面番号2、工事箇所、上須恵、工事名、あおば会館周辺施設下水道排水設備工事。周辺の施設であります健康広場管理棟、地域活性化センター、武道場、カルチャーセンターを公共下水道に接続するものであります。工事量、排水設備工事、工事長128.9メートル、硬質塩化ビニール管127.4メートル、塩ビ製人孔5カ所、小口径汚水柵2カ所、以下記載のとおりでございます。事業費1,573万5,000円。財源内訳、一般財源1,573万5,000円。

なお、位置図につきましては、55、56ページをごらんいただきたいと思います。

以上でございます。審議、よろしくお願ひいたします。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号社会教育施設下水道排水設備工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第28・議案第24号

議長（三角 良人） 日程第28、議案第24号土木工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第24号土木工事の施工について。

別紙、工事を、平成24年度に施工したいので本議会の議決を求めるものであります。

議案書58ページをお願いいたします。

事業名は、道路改良事業であります。

図面番号1、工事箇所、須恵、工事名、城山上組4号線道路改良工事。

59ページに箇所図を添付しておりますのでよろしくをお願いいたします。

この城山地区につきましては、老朽化した無蓋側溝及び傷んだ舗装を計画的に改良し、幅員の確保を図るもので、進捗率は、23年度末で27.5%でございます。

工事量は、工事長240メートル、工種につきましては、排水工473.4メートル、集水樹5カ所、横断暗渠7.7メートル、舗装工823平方メートルを予定しております。事業費は1,950万円。財源内訳は、一般財源1,950万円でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号土木工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。

休憩に入ります。

午前11時57分休憩

午後 1 時00分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2 9 . 議案第 2 5 号

議長（三角 良人） 日程第 2 9、議案第 2 5 号下水道工事の施工についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書 6 0 ページをお願いいたします。

議案第 2 5 号下水道工事の施工について。

別紙、工事を、平成 2 4 年度に施工したいので本議会の議決を求めるものでございます。

6 1 ページをお願いいたします。

公共下水道事業 1 から 8 までの箇所図を 6 3 ページから 7 0 ページに添付しておりますので御参照ください。

図面番号 1 番、工事箇所、旅石、赤坂地区管渠築造工事、箇所図 6 3 ページです。高速先ミニストップ前より高速上り入り口までと、県道接続道路の歩道内に埋設いたします。工事長 3 9 7 メートル、開削工法で、硬質塩化ビニール管の 1 5 0 ミリを深さ 1 . 5 メートルに埋設いたします。人孔 7 カ所附帯工です。

図面番号 2 番、工事箇所、大島原、大島原地区管渠築造工事、箇所図 6 4 ページです。中学校体育館付近と学校正門付近及び熊本橋付近の面整備。工事長が 3 9 7 . 2 メートルで、開削工法で、硬質塩化ビニール管 2 0 0 ミリと 1 5 0 ミリを深さ 2 . 5 メートルに埋設いたします。人孔 2 7 カ所附帯工です。

図面番号 3 番、工事箇所、上須恵、上須恵地区管渠築造工事、箇所図 6 5 ページです。昨年度の残りの分でございます。上須恵城山地区から久我美術館までの面整備。工事長 1 9 4 . 6 メートルで、開削工法で、硬質塩化ビニール管 2 0 0 ミリを深さ 1 . 6 メートルに埋設いたします。人孔 2 カ所附帯工です。

図面番号 4 番、工事箇所、山の神、山の神地区管渠築造工事、箇所図 6 6 ページです。山の神区の 6 丁目及び 8 丁目、9 丁目、1 0 丁目の面整備。工事長 9 1 2 メートルで、開削工法で、硬質塩化ビニール管 2 0 0 ミリを深さ 1 . 5 メートルに埋設いたします。人孔 1 0 カ所附帯工です。

同じく、図面番号 4 番で、工事箇所、山の神、山の神地区取付管埋設工事、箇所図も同じく 6 6 ページです。山の神の 2 丁目及び 4 丁目の共有地内の面整備でございます。工事長 2 6 5 . 8 メートル、開削工法で、硬質塩化ビニール管の 1 5 0 ミリを 1 メートル深さに埋設いたします。

6 2 ページをお願いいたします。

図面番号5番、工事箇所、新原、新原地区管渠築造工事、箇所図67ページです。

めぐみ保育園前と新原谷組合及びスーパー「ビーンズ」横の日の出三組合の面整備です。工事長912.4メートル、開削工法で、硬質塩化ビニール管の150ミリを深さ2メートルに埋設いたします。人孔9カ所附帯工です。

図面番号6番、工事箇所、南米里、新原工業団地管渠築造工事、箇所図68ページです。工業団地の高台にあります金属プレス団地の排水管が、現在、旧本州製紙側ののり面にありまして、管理ができないために、全面道路内に敷設がえするものでございます。工事長414.5メートル、開削工法で、硬質塩化ビニール管の150ミリを深さ2メートルに埋設いたします。人孔1カ所附帯工です。

図面番号7番で、工事箇所、上須恵・南米里、上須恵・南米里地区実施設計測量業務委託でございます。箇所図が69ページです。上須恵の深田池横の向2組合及び新男鳥池の上の南米里7組合でございます。委託面積が2.56ヘクタール、測量面積も同じです。設計延長は572メートルです。

図面番号8番、工事箇所、大島原、須恵10号汚水幹線及び大島原地区実施設計測量業務委託です。箇所図70ページです。大島原4組とパチンコ「ワンダーランド」周りでございます。委託面積が4.47ヘクタール、測量面積も同じです。設計延長が944メートルです。

それから、番号なしの補償費は、管渠築造工事に伴います水道管切りかえ工事です。

61ページに戻りまして、事業費4億8,050万円。財源内訳、国庫補助1億3,350万円、町債3億2,290万円、一般財源2,410万円です。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号下水道工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第30．議案第26号

議長（三角 良人） 日程第30、議案第26号水道工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書71ページでございます。

議案第26号水道工事の施工について。

別紙、工事を平成24年度に施工したいので本議会の議決を求めるものでございます。

72ページをお願いいたします。

水道事業1から7までの箇所図を74ページから80ページに添付しておりますので御参照ください。

図面番号1番、工事箇所、旅石、赤坂地区水道管敷設工事。箇所図74ページです。県道新設道路の歩道内に埋設いたします。工事長が725メートルで、高速道路側の歩道内に口径100ミリを、西地区側の歩道内に口径75ミリを敷設いたします。

図面番号2番から6番につきましては、先ほどの全下水道工事に伴います水道管切りかえ工事と御理解いただきたいと思えます。工事量につきましては記載のとおりでございます。内容は、仮設管を下水道工事前に先行して行います。本管は、下水道管埋設後に下水道掘削断面内に敷設していきます。延長につきましては、下水道工事延長と異なる地区がありますが、これは、接続のために改良工事を行う箇所及び既設管がない箇所に伴って、延長が異なります。

73ページをお願いいたします。

7番、工事箇所、須恵町道火焼・柴原線水道管改良工事でございます。80ページです。昨年の石綿管切りかえ工事に伴いまして、既設管の改良を行うものでございます。工事量、工事長116メートル、ダクトイル鋳鉄管の150ミリを埋設いたします。

72ページに戻りまして、事業費1億3,000万円。財源内訳、一般財源1億3,000万円です。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号水道工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第31．議案第27号

日程第32．議案第28号

日程第33．議案第29号

日程第34．議案第30号

日程第35．議案第31号

日程第36．議案第32号

議長（三角 良人） 日程第31、議案第27号平成24年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第32、議案第28号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、

日程第33、議案第29号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第34、議案第30号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第35、議案第31号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第36、議案第32号平成24年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第27号について、今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案第27号平成24年度須恵町一般会計予算の提出について、提案理由の説明をいたします。

別冊の、平成24年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。予算書の1ページをお開きください。

議案第27号平成24年度須恵町一般会計予算。

平成24年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ75億7,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算により御説明をいたします。

第2条の地方債は、第2表地方債によって説明いたします。

第3条におきまして、一時借入金の借り入れの最高額を6億円と定めております。

第4条におきましては、歳出予算の流用について、同一管内における給料、職員手当等の人件費の各項目の間での流用ができる旨の規定をいたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算ですが、町長の諸報告と一部重複する部分もございますが、まず、歳入を説明いたします。

歳入の主な構成比、対前年度比較を申し上げます。

1款町税は、歳入全体の32.6%、対前年比1,020万円、0.4%の増収を見込んでおります。1項町民税は1,900万円、4項町たばこ税については3,400万円の増ですが、2項固定資産税については評価替えの関係で4,000万円の減収となっております。

2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税ですが、これは、昨年度まで地方道路譲与税という名称でございましたが、道路特定財源の一般財源化に伴い名称が変更となっております。

9款地方交付税は27.6%、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、国において地方交付税の総額が確保され、地域経済基盤強化・雇用等対策費など7,518万円、3.7%の増額を見込んでおります。

4ページ。

13款国庫支出金7.8%、子どものための手当国庫負担金が大幅に減額され14.5%減少しております。

14款県支出金5.8%、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用基金事業の県補助金などが減額され6.5%の減です。

15款財産収入1%、九州電力地役権設定収入が減少しております。

17款繰入金につきましては3.7%、減債基金からの繰り入れを2億8,000万円予定いたしております。

19款諸収入1.3%、内原・大谷線道路整備受託事業が23年度で終了し、受託事業収入が減額となっております。

5ページ。

20款町債11%、第2幼児園建設事業債、ポケットパーク整備事業債等で3億7,770万円の増額でございます。

以上が、主な歳入でございますが、1款の町税から9款の地方交付税までの一般財源の割合は64.7%で、17款繰入金、20款町債の増加に伴い、総体的に前年度に比べ3.6ポイント低くなっております。

次に、6ページ。

歳出でございますが、まず、1款議会費は、歳出全体の1.6%で、1,805万円増額しておりますが、これは、昨年度6月補正予算で計上しました地方議会議員年金制度の廃止に伴う町の負担金を、今回、当初予算に計上した関係でその分が増加しております。

2款総務費11.9%、10.2%増ですが、1項総務管理費に庁舎空調設備等改修工事に1億300万円、庁舎1階の照明をLED電球に取りかえる費用に240万円。基金費で、九州電力地役権設定収入を財政調整基金に3,297万円積み立てることにしております。

3款民生費40%、5億2,000万円ほど増額しております。2項児童福祉費において、第2幼児園建設事業費5億775万円などを計上しております。

4款衛生費13.2%、6.5%の減ですが、1項保健衛生費の委託料の減、2項清掃費で、須恵町ほか2カ町清掃施設組合負担金が2,425万円減少しております。

6款農林水産業費では、1項農業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金5,113万円などを計上しております。

7ページ。

8款土木費は7.5%、7,500万円11.6%の減でございますが、2項道路橋梁費で内原・大谷線道路整備受託事業の終了により1億300万円が減り、道路新設改良費4,700万円、旅石・原中地区ポケットパーク整備事業に4,500万円。5項下水道費に公共下水道事業

特別会計への繰出金 2 億 8,000 万円を計上いたしております。

9 款消防費では、粕屋南部消防組合への負担金 2 億 4,187 万円、小型動力ポンプ積載車購入に 880 万円。

10 款教育費は 9.5%、文化会館、あおば会館周辺施設の公共下水道への接続工事費に 2,300 万円などを計上しております。

12 款公債費 9.9%、2.4%の減、町債借入金の償還金といたしまして、元金の償還に 6 億 4,783 万円、利子の償還に 9,944 万円を計上しておりますが、利子の償還金が初めて 1 億円を下回っております。

次に、8 ページ。

第 2 表地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債限度額 4 億 2,800 万円、一般会計出資債 1,030 万円、消防施設整備事業債 660 万円、第 2 幼稚園建設事業債 3 億 7,340 万円、ポケットパーク整備事業債 1,620 万円で、起債の方法は、証書借り入れとし、利率につきましては 4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

以上、提案理由の説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、議案第 28 号及び議案第 29 号について、安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 別冊の特別会計歳入歳出予算書をお開きください。1 ページでございます。

議案第 28 号平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 29 億 9,308 万 4,000 円と定めるものでございます。款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算により説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款国民健康保険税 5 億 5,350 万 8,000 円は、昨年 11 月現在の被保険者数と平成 22 年度の所得により試算いたしております。対前年度費は 3.7%の増となっております。

3 款国庫支出金は 9 億 208 万 7,000 円で、1 項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の 34%で計上いたしております。

2 項国庫補助金は、補助率 9%で計上いたしております。また、本年度の財源不足金として 8,485 万 7,000 円を計上し、収支の調整をいたしております。

4 款の療養給付金負担金は、退職者の医療費に対し、支払い基金から交付されるものでございます。

5 款の前期高齢者交付金は、支払い基金からの算出基準により、試算し計上いたしております。

6款1項県負担金は、歳出の高額医療費拠出金の額に補助率4分の1で計上し、2項県補助金は、医療費の7%の補助率で計上いたしております。

7款の共同事業交付金は、30万円以上と80万円以上の高額医療に対し、国保連合会より交付されるもので、国保連合会からの内示額により計上いたしております。

8款繰入金は、法定内繰入金を計上いたしております。

次のページ。

次に、歳出ですが、1款総務費4,037万6,000円は、人件費とレセプト点検の委託料が主なもので、2款保険給付費は20億1,131万3,000円で、1項療養諸費、2項の高額療養費については、23年度の決算見込みの額から2%の増で医療費を推計し、計上しております。予算に占める割合は、全体の66.3%となっております。出産育児諸費は55件分、葬祭諸費は60件分で計上しております。

3款の後期高齢者支援金、4款の前期高齢者納付金、6款の介護納付金は、支払い基金からの算出基準により試算し計上しております。

7款共同事業拠出金は、国保連合会からの内示額で計上しております。本年度の伸びは2.1%となっております。

8款の保険事業費は、特定健診並びに特定保健指導が義務づけられており、委託料において、23年度の受診者数が1,511人で、受診率33.6%の実績となっており、過去3年間の実績により、受診者数を1,700人と見込み37.8%の受診率で計上しております。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第29号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,540万7,000円と定めるものです。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は、広域連合が試算した内示額で計上しております。本年度は、2年ごとの保険料改定の年であり、須恵町の被保険者数の見込みを2,432人と推計され、所得割を現行9.87%を10.88%に、均等割を現行5万5,213円を5万5,045円に改定され試算されております。5.5%の増となっております。

3款繰入金は、人件費と保険料軽減分を計上しております。

次に、歳出ですが、1款総務費は、主に人件費であり、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億3,025万3,000円は、歳入の1款保険料と3款の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） 続いて、議案第30号から議案第32号について。今泉上下水道課長。
上下水道課長（今泉 智明） 議案第30号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の
提出について。

別冊の79ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億767万4,000円と定め
る。2項歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

81ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、1款分担金及び負担金1項負担金1,422万円です。前年比15%の
減、供用開始面積が前年度より少ないために減となっております。

2款使用料及び手数料1項使用料1億7,646万9,000円、前年比16.1%の増です。

23年度の12月までの実績及び3月までの見込み数量で計上させていただいております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億3,350万円、前年比19.1%の減です。

4款は、穴あきです。

5款繰入金1項他会計繰入金2億8,001万1,000円です。前年比7.5%の減です。

2項基金繰入金2,776万4,000円、前年比3.2%の減です。20年から23年度までの
基金積み立てより24年度分、当該分の基金を繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年比50%の減です。前年度の実績によるものです。

8款町債1項町債4億7,270万円、前年比25.8%の増です。

82ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費1項総務管理費1億5,974万2,000円、前年比9.4%の減です。維
持管理負担金の単価額の見直しによりまして減となっております。

2款1項下水道事業費5億6,518万8,000円、前年比9.1%の増です。管渠築造工事
及び実施設計委託等による増でございます。

3款1項公債費3億8,173万8,000円、前年比5.7%の増です。元金の償還金等の増
によるものでございます。

83ページをお願いいたします。

第2表地方債。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設負担金限度額3,860万
円、多々良川流域関連公共下水道分限度額3億2,290万円、資本費平準化債公共下水道分限
度額4,190万円、資本費平準化債流域下水道分限度額2,120万円、特別措置分が限度額

4,810万円です。起債の方法、利率償還の方法等は、従来と変わりません。

続きまして、115ページをお願いいたします。

議案第31号平成24年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算は、それぞれ8,032万7,000円と定める。2項歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

117ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。2款使用料及び手数料1項使用料1,068万6,000円、前年比3.8%の減です。

23年度12月の実績による計上でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金5,113万1,000円、前年比23.3%の減です。

4款、5款、穴あきでございます。

6款町債1項町債1,850万円、前年比6.9%の増です。資本費平準化債分でございます。

118ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費1項総務管理費68万8,000円、前年比91.2%の減です。職員の減によるものでございます。

2款1項農業集落排水事業費1,607万8,000円、前年比32.6%の減です。委託料等の減によるものでございます。

3款公債費6,256万1,000円、前年並みでございます。

119ページです。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額1,850万円、起債の方法、利率、償還の方法等は従来と変わりません。

別冊の、水道事業会計予算書をお願いいたします。1ページでございます。

議案第32号。

第1条、平成24年度水道事業会計の予算を次のとおり定める。

第2条、業務の予定量、給水戸数9,582戸、前年に比べて0.2%の増の見込みです。年間総給水量257万2,307トンです。前年比0.9%の減です。

年間有収水量241万5,397トンです。前年に比べて0.1%の増です。1日平均の給水量7,047トン、前年比0.9%の減でございます。建設改良費1億3,585万3,000円前年に比べまして32.1%の減です。これは、石綿改良の補助事業等の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益としまして5億8,237万円、前年比0.8%の増です。これは、使用水量の増を見込んでおります。

支出。第1款水道事業費として5億6,124万5,000円、前年比1.1%の減です。主なものは、営業費用の原水費及び配給費等の減によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款資本的収入5,000万円、前年比50.5%の減。石綿改修工事の減によるものです。

支出。第1款資本的支出2億1,253万6,000円、前年比24.9%の減です。排水施設改良費で石綿管改修工事の減によるものでございます。収支の差1億6,253万6,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

第5条、次に掲げる経費については、議会の議決を得なければならない分でございます。職員の給与7,918万6,000円、前年比8.2%の減です。人事異動によるものでございます。公債費10万円。

第8条、棚卸の購入限度額を600万円と定める。前年比50%の増です。これ、メーター機、機器類等の価格が上昇によるものでございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号は、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第37・陳情

議長（三角 良人） 日程第37、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、大規模災害から国民の命を守るために、東日本大震災による教訓を生かし、災害拠点病院などの新たな機能づけを含めて、全国ネットワークを持つ国立病院の機能強化を図ることにより、だれでも安心して医療を受けられる体制の確立を求める陳情でありますので、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

日程第 38 . 陳情

議長（三角 良人） 日程第 38、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療、看護、介護の拡充を図るため、医療社会保障予算をふやし、国民の負担を減らすことを要望する陳情でありますので、文教厚生員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月8日午前10時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午後 1 時37分散会